

第4号様式(第9条関係)

給 水 休 止 届

令和 年 月 日

八百津町長 様

〒 _____ 届出人 住 所
 氏 名 _____ ⑩
 生年月日 大正 昭和 平成 _____ 年 月 日
 T E L _____ (_____)

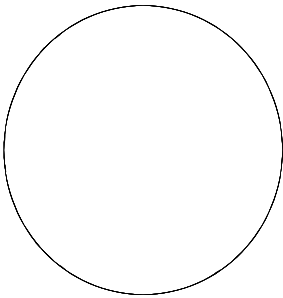
次のとおり、水道の使用休止をしたいのでお届けします。

お 客 様 番 号		メーター番号	—	口径	mm
設 置 場 所	八百津町 _____ 番地 (自治会 _____)				
使 用 者	住 所				
	フリガナ 氏 名	_____ ⑩ (TEL _____)			
	生年月日	大正 昭和 平成 _____ 年 月 日			
休 止 予 定 日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分頃				
休 止 理 由	売買・転出・転居・死亡・その他 (_____)				
井 戸 水 利 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
備 考	前回休止日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 検満期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日 メーター指針(前回 _____ m ³) (今回 _____ m ³)				

ご注意

- 1) この届は、給水装置の使用者等が届けて下さい。
- 2) 届出人と給水装置の所有者・使用者が異なる場合は変更等届を提出して下さい。
- 3) 給水装置の使用者は、休止するときまでの水道料金を直ちに納付して下さい。
- 4) この届出には休止手数料 1,070円が別途必要となります。
- 5) 休止期間中の宅内(メーターより下流)管理は所有者又は使用者で管理してください。
- 6) 八百津町の条例に定める職員の勤務時間外の時間、勤務を要しない日及び休日には給水休止の手続きはとりません。
- 7) 定例日(料金の確定日)から定例日の間における休止に係る水道料金は1ヶ月分として算定します。

決裁	回 覧	閉栓	検針簿	電算入力	電算入力確認	GIS入力



※赤字の箇所を記入ください。

第4号様式(第9条関係)

給 水 休 止 届

令和 年 月 日

八百津町長 様

〒 505 - 301
届出人 住 所 八百津町八百津3903番地2

氏 名 水道 太郎

㊞

生年月日 大正 昭和 平成 28 年 4 月 1 日

T E L 0574 (43) 2111

次のとおり、水道の使用休止をしたいのでお届けします。

お客様番号	00000000	メーター番号	28-001	口径	13 mm
設置場所	八百津町八百津3903番地2 (自治会)				
使用者	住所	八百津町八百津3903番地2			
	フリガナ	スドウ タロウ			
	氏名	水道 太郎	㊞	(TEL 0574-43-2111)	
	生年月日	大正 昭和 平成 28 年 4 月 1 日			
休止予定日	令和 年 月 日	午前・午後	時	分	頃
休止理由	売買・転出・転居・死亡・その他 ()				
井戸水利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※ 土日祝祭日を除いた日で記入してください。			
備考	前回休止日 年 月 日 メーター指針(前回 m ³) (今回 m ³)				

検満期限 年 月 日

ご注意

- この届は、給水装置の使用者等が届けて下さい。
- 届出人と給水装置の所有者・使用者が異なる場合は変更等届を提出して下さい。
- 給水装置の使用者は、休止するときまでの水道料金を直ちに納付して下さい。
- この届出には休止手数料 1,070円が別途必要となります。
- 休止期間中の宅内(メーターより下流)管理は所有者又は使用者で管理してください。
- 八百津町の条例に定める職員の勤務時間外の時間、勤務を要しない日及び休日には給水休止の手続きはとりません。
- 定例日(料金の確定日)から定例日の間における休止に係る水道料金は1ヶ月分として算定します。

決裁	回 覧	閉栓	検針簿	電算入力	電算入力確認	GIS入力